

市野谷自治会館使用規則

第1条（目的）

この規則は市野谷自治会（以下「自治会」という。）規約に基づき市野谷自治会館（以下「会館」という。）の運営の円滑を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（名称及び位置）

会館の名称及び位置は次のとおりとする。

- （1）名称 市野谷自治会館とする。
- （2）位置 流山市おおたかの森西2丁目6番地の13

第3条（会館の使用及び使用料金）

1 会館は、自治会活動の本拠地として使用するほか、自治会員が親睦を深め、福祉活動や文化的な活動を行い、地域コミュニティを向上させるために使用するものとする。

また、自治会及び関連団体の公的集会・会議・研修・懇談を優先とする。

2 使用者は、自治会員を原則とする。ただし、自治会員以外の住民や団体にも使用を認めるものとするが、使用申し込みは、空室がある場合とし自治会員以外の使用料を適用する。

3 会館の使用申し込みは下記のとおりとする。

- 一 使用申し込みは、所定の使用申込書（様式1）により書面で行う。
- 二 申し込み受付けは、使用の2カ月前の1日から、使用の1週間前までとする。
- 三 使用申込書は、自治会メールアドレスへの送信やFAXにて担当役員に提出する。
- 四 会館使用料の支払いは、担当役員の指示によるものとする。
- 五 予約が重なる場合は、提出順とする。また、予約が取れない場合は、担当役員から連絡をする。
- 六 予約のキャンセルは1週間前までに、担当役員に電話等により連絡をする。事前に使用料を支払っている場合は、返還を行う。
また、使用日から1週間前までのキャンセルは、キャンセル料として使用料金全額を支払うものとする。

4 使用時間及び使用料

会館の使用時間は、原則として午前9時から午後9時として使用区分、時間区分及び使用料は次のとおりとする。

一 使用区分

- ① ホール（入口から手前側：A（収容人数46人）、②ホール（入口から奥側：B（収容人数44）、③第1会議室（収容人数12人）、④第2会議室（収容人数8人）
- ⑤調理室

二 時間区分

- ① 9時～12時、②12時～15時、③15時～18時、④18時～21時

三 使用料

使用料は、各使用区分・時間区分ごとに下のとおりとする。

ア部屋等	自治会員	自治会員以外
① ホール（A・B）	700円	1,400円
② ホール（A）	400円	800円
③ ホール（B）	400円	800円
④ 第1会議室	300円	600円
⑤ 第2会議室	300円	600円
⑥ 調理室	400円	800円

イ設備類の使用	自治会員	自治会員以外
① カラオケ	300円	600円
② 調理室のガス	300円	600円
③ プロジェクター	0円	0円
④ 卓球台（2台・ラケット等）	300円	600円

第4条（会館使用料及び使用時間制限の免除）

会館使用料と使用時間制限は、次の各号に該当する場合は免除とする。

- 1 公所自治会が主催する各種行事。
- 2 関連団体が行う会議及び各種行事。
- 3 その他、前各号に定めるものと同様なもので自治会長が認めた場合。

第5条（使用の禁止）

会館の使用には、次の各号のいずれかに該当するときには、これを許可しない。

- 1 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 2 営利目的、宗教団体等での使用は、認めないものとする。ただし、サークル活動においては、この限りではない。
- 3 設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 4 未成年者のみの使用（但し、自治会の役員あるいは関連団体の役員が責任者として

直接監督同伴している場合を除く)。

- 5 無断キャンセルや時間オーバーでの使用が度重なる場合。
- 6 その他、自治会長が使用に支障があると判断するとき。

第6条 (使用上の遵守事項)

会館を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 使用責任者を置く。
- 2 使用責任者は、使用に伴う一切の責任を負い、使用時間を遵守し、他の使用者及び近隣住民に迷惑をおよぼさない。
- 3 使用責任者は、使用終了後直ちに清掃、備品の整理、火気(ガス)・水道・空調の点検、消灯、戸締り等を行い、担当役員に鍵を返納する。
- 4 使用責任者は、会館の建物・設備・備品等を損傷又は紛失した場合、故意又は過失にかかわらず、速やかに担当役員に報告し、その修復に要する費用を負担する。
- 5 館内は、全面禁煙とする。
- 6 会館使用時に発生したゴミ類は、すべて使用者が持ち帰ること。

第7条 (会館使用者の責任)

この会館を使用するものは、使用に際し共通の財産としての保全に努め、器物損壊、火災盗難等の事故を起こさないよう最大の努力をすることとし、万が一事故が発生した場合は、使用の責任者はもとより、その他使用者が連帯してその損害を弁償しその責任を負うこととする。

第8条 (その他)

会館の使用に関し、その他必要な事項は、自治会役員会が別に定める。

(附則)

本規則は、令和3年5月1日から施行する。

(附則)

本規則は、令和5年7月1日に改正し、令和5年10月1日から施行する。